

第1 作成上の留意事項

1 全体についての消防計画作成例活用対象

統括防火管理義務対象物に活用する。

2 記入上の注意事項

- (1) 統括防火管理義務対象物のうち、自衛消防活動中核要員を置く防火対象物、防災センター管理計画を作成する必要がある防火対象物又は防火管理業務実施計画を作成する必要がある防火対象物は、作成例「全体についての防火管理に係る消防計画」を参考に全体についての消防計画を作成する。
- (2) ▲印は、該当する場合に記入する。
- (3) 作成例は、統括防火管理義務対象物における基本的な全体についての防火管理に係る消防計画作成例であることから、次の点に留意する。
 - ア 防火管理義務対象物の建物構造及び設備等の設置状況並びに各事業所の個々の形態及びその特異性等を加味し、実態に則した全体についての消防計画を作成する。
 - イ 別表関係も本作成例を一つの目安として、作成する。

3 留意事項

- (1) 作成する全体についての消防計画は、各防火管理者が作成する消防計画と整合が図られていなければならない。
- (2) 作成例に示す別表のほか、巻末の参考資料（例：ガス漏れ事故防止対策、停電発生時の出火防止対策など）の中から必要に応じ、消防計画に内容を盛り込むこと。

4 全体についての消防計画作成チェック表の添付

届出書に「全体についての防火管理に係る消防計画チェック表」を添付することにより、全体についての消防計画に定めるべき事項等に漏れがないかどうか確認を行う。

5 その他

消防法の一部を改正する法律（平成24年法律第38号）が平成24年6月27日に公布され、平成26年4月1日から施行される。

経過措置により、全体についての消防計画の届出については、施行日前の平成25年4月1日から届け出ることができることとされている。

第2 全体についての防火管理に係る消防計画作成チェック表

作成する内容	必要項目	作成 チェック
I 目的及びその適用範囲		
1 目的	○	
2 適用範囲	○	
II 管理権原者及び防火管理者の責務		
1 管理権原者の責務	○	
2 防火管理者の責務	○	
III 全体についての防火管理業務		
1 管理権原者の権原の範囲等	◎	
1の2 全体についての防火管理業務の一部委託	▲	
2 自衛消防訓練	◎	
3 避難施設等の維持管理及びその案内	◎	
4 自衛消防活動等	◎	
5 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導	◎	
6 教育・資格管理業務	○	
7 震災対策	○	
IV 雑 則		
別 記	防火対象物の管理権原者の権原の範囲	◎
別表 1	自主点検チェック表「消防用設備等」	○
別表 2	自主検査チェック表「防火対象物等」	○
別表 3	全体についての防火管理業務の一部委託状況表	▲
別表 4	全体についての防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表	▲
別表 5	自衛消防訓練実施結果記録書	○
別表 6	一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄	○
別表 7	施設の安全点検のためのチェックリスト	○
その他		

(備考) 1 自衛消防組織、防災センター要員、防火管理技能者、自衛消防活動中核要員のいずれかを防火対象物に置かなければいけない場合は、「全体についての防火管理に係る消防計画」を使用して作成してください。

2 ◎印は、消防法第8条の2第1項に定める防火対象物の全体についての消防計画を作成する上で、必要な項目である。

3 ○印は、全体についての消防計画を作成する上で定めることが望ましい項目である。

4 ▲印は、該当する場合に定める項目である。

5 作成チェック欄は、統括防火管理者が、全体についての消防計画を作成するに当たり、必要項目を確認し、作成したものについて「✓」印でチェックする。

6 防火対象物の実態にあわせて作成した別表・別記・別図については、別表等の空欄に記入する。

第3 作成例

全体についての防火管理に係る消防計画

I 目的及びその適用範囲

1 目的

この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、統括防火管理者が、○○○
○ビルの全体についての防火管理に必要な業務に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この全体についての消防計画を適用する者の範囲は、○○○○ビルに勤務し、出入りする全ての者とする。

II 管理権原者及び防火管理者の責務

1 管理権原者の責務

(1) 管理権原者は、各々が定めた防火管理者の作成する消防計画（以下「事業所の消防計画」という。）に基づき、当該防火管理者に防火管理に必要な業務を実施させ、適正にその業務を遂行する。

(2) 管理権原者は、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物の全体についての防火管理に必要な業務を行わせること。

協議の方法は、電子メールを用いた協議方法とする。

(3) 管理権原者は、統括防火管理者が防火対象物の全体についての防火管理に必要な業務を適切に遂行できるように協力する。

(4) 管理権原者は、統括防火管理者を定めたときは、所轄消防署長に届け出る。

▲(5) (4)の届出に際しては、防火対象物等における管理権原者の主要な者として当防火対象物等の所有者を指定し、その代表者名をもって届け出を行うものとする。

2 防火管理者の責務

(1) 防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火管理に必要な事項について統括防火管理者に報告又は承認を受けること。

ア 防火管理者に選任又は解任されたとき

イ 事業所の消防計画を作成又は変更するとき

ウ 防火対象物の法定点検の実施及び結果について

エ 消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の法定点検の実施及び結果について

オ 建物等の定期検査の実施及び結果について

○留意事項○

I 目的及びその適用範囲

1 目的

全体についての消防計画の根拠法令と目的を明確に記載する。

2 適用範囲

全体について消防計画を適用する者の範囲について、当該防火対象物等に勤務し、出入りするすべての者であることを明確にする。

II 管理権原者及び防火管理者の責務

1 管理権原者の責務

(1) 全体についての防火管理上必要な業務が適正に行われるためには、前提として、防火対象物の管理権原者が適正に防火管理上必要な業務を遂行する必要があることを明記する。

(2) 統括防火管理者の選任する協議の方法（任意の方法に委ねられている）を明記する。

なお、任意の方法については、次の例が挙げられること。

ア 従前の規則第4条の2第1項第1号に規定する共同防火管理協議会（以下「共同防火管理協議会」という。）が、改正後においても継続して設置及び運用等されている場合

イ 前ア以外で、防火対象物の管理権原者等で構成する組織（以下「協議会」という。）において、契約書等で次に掲げる事項が定められている場合

(ア) 協議会が当該防火対象物の管理権原者及び統括防火管理者を構成員として組織されていること。

(イ) 協議会の設置及び運用に関すること。

(ウ) 協議会を代表する者の選任に関すること。

(エ) 統括防火管理者の選任に関すること。

(オ) 協議方法その他協議に関し必要な事項に関すること。

* 管理権原者の協議の方法として、防火管理協議会を設置する場合は、その旨を記載するとともに、組織、運営及び構成員等を別に定める。

《例》 協議の方法は、防火管理協議会によるものとし、その組織、運営及び構成員等は、別添えのとおりとする。

(3) 管理権原者は、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を相互に協力して適切に遂行する必要があることを明記する。

▲(4) 統括防火管理者の届出について、代表者名をもって届け出る場合は、その旨を明記する。

- カ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修したとき
 - キ 火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき
 - ク 臨時に火気を使用するとき
 - ケ 大量の可燃物の搬入及び危険物の貯蔵・取扱いを行うとき
 - コ 客席又は避難通路の変更を行うとき
 - サ 用途（一時的を含む。）を変更するとき
 - シ 内装改修又は改築等の工事を行うとき
 - ス 催物を開催するとき
 - セ 事業所の消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
 - ソ 事業所の消防計画に定めた訓練を実施するとき
 - タ 防火管理業務の一部を委託又は防火管理者の業務を委託するとき
 - チ 消防機関が行う検査等の実施及び結果について
 - ツ 統括防火管理者から指示された事項を履行したとき
 - ▲テ 自動火災報知設備等と連動した通報（自動通報）装置を設置するとき
 - ト その他火災予防上必要な事項
- (2) 防火管理者は、この全体についての消防計画に適合するように、事業所の消防計画を作成すること。

Ⅲ 全体についての防火管理業務

1 管理権原者の権原の範囲等

(1) 管理権原者の当該権原の範囲

防火対象物の各管理権原者の当該権原の範囲については、別記のとおりとする。

▲(2) 防火対象物の法定点検は次のとおり実施する。

ア 防火対象物の法定点検は、各管理権原者の責任により行う。

イ 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。

(3) 消防用設備等の法定点検は次のとおり実施する。

ア 消防用設備等の法定点検は、建物所有者の責任により行う。

イ 各管理権原者は、点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう協力する。

ウ 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。

(4) 自主点検は次のとおり実施する。

ア 統括防火管理者は、別表1「自主点検チェック表「消防用設備等」」及び別表2「自主検査チェック表「防火対象物等」」に基づき、自主点検を実施するものとする。

イ 自主点検の実施時期は、〇〇〇〇〇〇〇〇とする。

▲ウ 統括防火管理者は、事業所の消防計画に基づく自主点検時にあわせて実施される消防用設備等の特例適用条件の適否状況について確認する。

2 防火管理者の責務

- (1) 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、自己事業所の防火管理上必要な事項について変更等する場合は、統括防火管理者に対して、報告又は承認を受けなければならない事項を明確にしておく。
- (2) 法第8条の2第3項の規定により、事業所の各防火管理者が作成する消防計画と適合するものでなければならないとされていることから、それぞれの事業所の消防計画について整合を図る必要があることを明記する。

Ⅲ 全体についての防火管理業務

1 管理権原者の権原の範囲等

規則第4条第1項第1号の規定に基づき、防火対象物の管理権原者の当該権原が及ぶ範囲を明確にする。

- * 管理権原者の当該権原が及ぶ範囲は、所有形態、管理形態、使用形態等を総合的に考慮して、管理権原が不明となる部分が生じることのないようにする。
なお、管理権原の範囲を明示する方法については、必要に応じ図面等を添付する。

2 点検・検査

- (1) 点検・検査業務は、建物等及び消防用設備等を維持管理するための手段として、定期的に法令で定める点検・検査や日常では確認できない箇所を専門的知識や技術を有する者を活用して確認する自主点検・検査業務であり、不備欠陥箇所等の早期発見、そして早期改修につながる業務である。

なお、管理権原者は、点検の実施にあたって必要な場所の立ち入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう相互に協力しなければならない。

ア 消防法第8条の2の2の規定に基づく防火対象物の法定点検が必要となる防火対象物については、当該点検を実施しなければならない管理権原者を明確にしておく。

イ 消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の法定点検について、当該点検を実施しなければならない管理権原者を明確にしておく。

なお、防火対象物に付帯する施設及び消防用設備等・特殊消防用設備等（例 屋内消火栓、スプリンクラー設備等）については、建物全体に設置されているものがほとんどであり、防火対象物の所有者が、その機能維持のための管理を行っていることが一般的である。

ウ 統括防火管理者が実施する自主点検・検査については、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設に係るものを中心に当該防火対象物等の全体についての防火管理に関し必要な点検・検査を行う。

- (2) 統括防火管理者が行う自主点検・検査の結果については、防火管理維持台帳に3年間保管することを明記する。
- (3) 点検・検査により明らかになった不備欠陥については、管理権原者がその改修を行う義務がある旨を明記する。

なお、必要がある場合は、速やかに改修を図るため、事前に改修に伴う具体的な費用負担等を定める（契約書等で明記してある場合を除く。）ことも考慮する。

(5) 点検結果の記録

統括防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検の結果を取りまとめ、各管理権原者に報告するとともに、その取りまとめた記録を防火管理維持台帳に3年間保管する。

(6) 不備欠陥箇所の改修

統括防火管理者は、点検・検査により明らかになった不備欠陥について、速やかに改修するための必要な措置を図るものとする。

▲ 1の2 全体についての防火管理業務の一部委託

(1) 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の一部委託を受けて全体についての防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）及びその業務の範囲等については、別表3「全体についての防火管理業務の一部委託状況表」のとおりとする。

(2) 統括防火管理者は、防火対象物の全体についての防火管理業務の適正化を図るため、受託者が実施する防火管理業務について、別表4「全体についての防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表」に基づき、委託契約等の内容を確認する。

(3) 受託者は、この計画に定めるところにより、全体についての防火管理業務を適正に行うとともに、当該防火対象物の各管理権原者及び統括防火管理者の指示の下にその業務を実施する。

(4) 受託者は、受託した全体についての防火管理業務の実施状況について、定期的に統括防火管理者等に報告する。

2 自衛消防訓練

(1) 訓練の実施時期等

統括防火管理者は、防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練等を 火災予防運動期間の前後（11月・3月）の年2回 実施する。

(2) 訓練実施結果の保存

ア 統括防火管理者は、別表5の「自衛消防訓練実施結果記録書」を用いて、訓練を検証し、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させる。

イ 統括防火管理者は、アの「自衛消防訓練実施結果記録書」を防火管理維持台帳に綴じて、訓練を行った日から3年間保管しておく。

1の2 全体についての防火管理業務の一部委託

- (1) 管理権原者は、全体についての防火管理業務において、統括防火管理者が行う全ての業務又は一部の業務を第三者へ委託している場合においても、法令上の責任を免れるものではないことから、委託する業務の範囲、方法を明確にし、適切に業務が推進されるように委託業務管理を行うことが必要である。

<参考>

統括防火管理者の業務を委託する場合には、統括防火管理者（解任）届出書に委託契約書等を添付し、それに基づいた全体についての消防計画を統括防火管理者が作成するものであることから、この消防計画作成例の中には定めていない。

- (2) 全体についての防火管理業務の一部委託においては、受託者が実施する業務と統括防火管理者が実施する業務とが混在することから、受託業者との契約範囲の再確認及び契約範囲の漏れを防止し、受託者が行う全体についての防火管理業務を明確にするため、別表4の「全体についての防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表」で確認する。
- (3) 全体についての防火管理業務の一部を第三者に委託している場合にあっては、当該受託者が管理権原者、統括防火管理者の指示、指揮命令の下に防火管理業務を実施するように定める。
- (4) 受託者が全体についての防火管理業務の実施状況を、受託者から委託者（統括防火管理者等）に報告することについて、明確にしておく。

2 自衛消防訓練

- (1) 特定用途は、各事業所ともに消防計画に基づく訓練と合わせて、消火及び避難の訓練が年2回以上実施する。（非特定用途は、各事業所ともに消防計画に基づく訓練と合わせて、消火及び避難の訓練が年1回以上となるように配慮する。）
- (2) 統括防火管理者は、訓練の内容等について訓練方法又は消防計画等に修正すべき点はないかを検討し、必要により改善していくことを明記する。

なお、統括防火管理者は、自衛消防訓練を実施したときは、条例第55条の4に基づき、別表5「自衛消防訓練実施結果記録書」を作成し、訓練を行った日から3年間、防火管理維持台帳に綴じて保管しておくものとする。

3 避難施設等の維持管理及びその案内

統括防火管理者は、次により、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を適正に管理する。

(1) 廊下、階段、避難口、通路等の避難施設

- ア 避難の障害となる設備又は物品を設けない。
- イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持する。
- ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。

(2) 安全区画、防煙区画の維持管理

- ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持する。
- イ 閉鎖の障害となる設備又は物品を設けない。

(3) 避難経路の案内

防火管理者は、従業員、児童、生徒等及び他の在館者（以下「従業員等」という。）に避難口及び避難階段の位置を把握させるために、必要に応じて避難経路図等を掲出する。

4 自衛消防活動等

火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火管理者は相互に連絡、協力して火災、地震その他の災害に対応する。

(1) 通報連絡

火災を発見した者は、直ちに消防機関(119番)へ通報するとともに、統括防火管理者及び防火管理者等に報告する。

(2) 消火活動

- ア 火災発生現場の近くにいる者は、従業員等と協力して初期消火を行う。
- イ 事業所の消防計画において初期消火の任務を担当している者は、統括防火管理者の指揮下で、相互に協力して消火活動を行う。

(3) 避難誘導

- ア 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、従業員等を安全な場所へ避難誘導する。
- イ 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、避難誘導の際に、負傷者及び逃げ遅れた者等の把握に努め、知り得た情報を当該事業所の防火管理者及び統括防火管理者に報告する。

(4) 休日・夜間等における防火管理体制

休日・夜間等に発生した災害等に対しては、次の措置を行う。

- ア 火災を発見した場合は、直ちに消防機関(119番)に通報後、初期消火活動を行うとともに、防火対象物内の従業員等に火災の発生を知らせる。
- イ 営業時間外等に発生した災害等に対しては、在館中の事業所の従業員及びその他防火管理業務に従事する者が協力する。
- ウ 事業所の防火管理者は、火災、地震その他の災害等により被害が生じた場合は、統括防火管理者に報告する。

3 避難施設の維持管理及びその案内

- (1) 統括防火管理者は、階段や廊下等の避難施設での避難障害となる物件、防火戸や防火シャッター等の防火設備の閉鎖障害となる物件の有無を日常的に確認するとともに、法令基準に基づく通路幅員等の確認などを行い、各事業所の防火管理者による防火管理業務が適正に行われていないために、自らに課せられている防火対象物の全体についての防火管理業務を遂行することができないと認める場合には、その権限の範囲において、各防火管理者に対して必要な措置を講ずべきことを指示し、避難における安全性を確保する必要がある。
- (2) 統括防火管理者は、防火管理者及び従業員等に廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を把握させるとともに、必要に応じて避難経路図等を掲出させることを明記する。

4 自衛消防活動等

- (1) 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火管理者は相互に連絡、協力して火災、地震その他の災害に対応する必要がある。
- (2) 防火対象物の全体としての自衛消防活動等について、通報連絡、消火活動及び避難誘導の活動内容ごとに具体的に明記する。
- (3) 各事業所においては、全員の氏名を記入したものを見やすい場所に掲出しておく必要がある。
- (4) 営業時間外等における自衛消防活動体制
 - ア 防火対象物の休日、夜間などの営業又は就業をしていない時間帯における活動体制について定めたものであり、営業時間外等における自衛消防活動に必要な最小限の行動を定め、初動措置の万全を期そうとするものである。
 - イ 宿直員の人員等防火対象物の実態に応じて、それぞれ必要な活動業務を定める必要がある。

また、ビル内残留者等の従業員は、初期消火等に協力することを定める。

▲(5) ガス漏えい事故防止対策

ア ガス漏れ火災警報設備によりガスの漏えいを知り得た者は、直ちに統括防火管理者及び防火管理者に報告し、防火対象物内の従業員及びその他防火管理業務に従事する者が相互に協力して、ガス爆発及び中毒による災害等の発生を防止する。

イ ガス漏えい事故防止の対策及び出火防止対策は、当該ガスを消費する事業所の防火管理者が事業所の消防計画に定める。

▲(6) 自動火災報知設備等と連動した通報（自動通報）対応

自動通報を利用している事業所の防火管理者は、自動火災報知設備が作動し、火災通報装置から消防機関へ通報されたときには、必要な初動措置を図るとともに、直ちに統括防火管理者に報告するものとする。

5 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導

(1) 情報提供

ア 統括防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した際に消防隊に対して情報提供するため、次に掲げる図書等を ○階管理室 に配置する。

(ア) 防火対象物の概要表、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上表及び建具表等

(イ) 火気使用設備器具等の位置、構造等の状況を示した図

(ウ) 緊急連絡先一覧

(エ) 防火管理維持台帳

(2) 消防隊の誘導

火災、地震その他の災害等が発生した際は、防火対象物の ○○側正面玄関 に消防隊の誘導のための配置員を配置する。

6 教育・資格管理業務

(1) 防火教育

ア 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

イ 統括防火管理者が実施する教育は、防火対象物の全体についての訓練時にあわせて実施する。

(2) 防火教育の内容

統括防火管理者が行う防火管理業務に従事する者に対する防火教育の内容は、次による。

ア 全体についての防火管理に係る消防計画の内容周知

イ 各事業所の権原の範囲とその責務等

ウ 自衛消防隊の編成とその任務

エ 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領

オ 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理

カ 地震及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項

キ その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

▲(5) ガス漏えい時の活動

ア ガス漏えい時の活動は、火災時等の対応と異なる場合があるので、別に定めることが望ましい。

イ 都市ガス漏えい事故防止対策は、巻末資料を参照すること。

ウ 都市ガス漏えい事故防止対策は、地下街、準地下街及びガス漏れ火災警報設備が設置されている対象物について定める。

なお、その他の対象物でも、定めておくことが望まれる。

▲(6) 自動通報

自動通報装置が設置されている場合は、自動火災報知設備が作動し、火災通報装置から消防機関へ通報されたときの対応について定める。

<参考>

有人直接通報とは、病院や社会福祉施設などに設置してある自動火災報知設備が作動したときに、火災通報装置から自動的に合成音声により、所在、名称などが 119 番通報されるものである。

5 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導

(1) 火災、地震その他の災害等が発生した際に、円滑な消防活動を支援するため、防火対象物等の図書等を速やかに消防隊に提供できる場所に保管することを定める。

(2) 火災、地震その他の災害等が発生した際に、消防隊の誘導のための隊員等の配置場所を明記する。

6 教育・資格管理業務

(1) 防火教育

ア 統括防火管理者は、各事業所の防火管理業務に直接携わる者に対して、それぞれの業務に必要な知識技術を高めるために教育を行わなければならないことを定める。

イ 各事業所の従業員等に対する教育は、各事業所の消防計画において、それぞれの実態に合うように定める。

(2) 防火教育の内容

防火管理業務に従事する者に対して行う教育で重要となるのは、全体についての消防計画の内容を良く理解することと、防火対象物自衛消防隊の各自の任務を周知することなどである。

(3) 放火防止対策

統括防火管理者は、次の放火対策を推進する。

- ア 建物内外の可燃物等の除去
- イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠管理の徹底
- ウ 挙動不審者への声掛け
- エ 死角となりやすい廊下、洗面所等の可燃物の除去
- オ その他

「監視中」のポスターを作成し、放火させない環境に努める。

(4) 工事中等の安全対策

- ア 統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う防火管理者等と協力して「工事中の消防計画」を作成し、所轄消防署長へ届け出る。
- イ 統括防火管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行うものとする。

▲(5) 甲種防火管理者再講習

各管理権原者は、防火管理者の資格管理を適正に行い、甲種防火管理者再講習の受講を徹底する。

7 震災対策

(1) 震災に備えての事前計画

ア 建築物等の点検及び補強

統括防火管理者は、建築物及び建築物に付随する施設物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下防止の措置状況を把握し、必要に応じて補強する。

イ 避難施設等の点検及び安全確保

統括防火管理者は、事業所が実施する避難施設及び防火設備の点検状況を確認し、不備等がある場合は、事業所の防火管理者に対して必要な措置を講じるよう指示する。

ウ 資器材及び非常用物品の準備

(ア) 各管理権原者は、地震その他の災害に備え、事業所の消防計画に基づき、救助救護等の資器材及び非常用物品を準備し、維持管理する。

(イ) 防火対象物の全体についての資器材及び非常用物品は、○階管理室に次のものを配置する。

種 別	品 名
応急手当用品	医薬品：殺菌消毒剤、やけど薬、止血剤等 救急用品：止血帯、包帯、ガーゼ、三角巾、ばんそうこう等
救助作業用資器材	ジャッキ、のこぎり、パール、スコップ、担架、毛布等
非常用物品	懐中電灯、拡声器、ラジオ、防水シート、ヘルメット等

(ウ) 統括防火管理者は、(イ)の資器材及び非常用物品の点検、整備を定期的実施する。

(3) 放火防止対策

放火火災を防止するためには、放火の危険性を踏まえて建物の実態に応じた対策を行うことが必要である。

(4) 工事中等の安全対策

統括防火管理者は、複数の事業所にわたる工事が行われる場合に、工事を行う事業所の防火管理者等と協力して「工事中の消防計画」を作成させ、届け出ることを明確にしておく。

▲(5) 甲種防火管理再講習

甲種防火管理新規講習を修了した防火管理者は、講習修了後又は再講習終了後、5年ごと（講習修了日以降における最初の4月1日から5年以内）に再講習を受講する義務がある。

7 震災対策

(1) 震災に備えての事前計画

ア 建築物等の点検及び補強

地盤が軟弱な地域の建物、老朽化した建物などは、倒壊する危険が高いため、耐震診断、耐震改修を行い、建物の安全を確保する。建物が倒壊しない場合も天井の落下、外壁のタイルのはく離、窓ガラスや看板などの落下、ブロック塀の倒壊などの危険を取り除くことが必要である。

イ 避難施設等の点検及び安全確保

Ⅲ、1、管理権原者の権原の範囲等で定められた事業所の防火管理者は、権原が及ぶ範囲内で、適切に避難施設を維持管理し、統括防火管理者は、避難施設をⅢ、2、点検・検査に基づき避難施設を維持管理することを明記しておく。

ウ 資器材及び非常用物品の準備

(7) 防火対象物等として備える救助、救護等の資器材及び非常用物品を明記する。

(4) 資器材及び非常用物品の点検整備を行う者を定める。

非常用物品として準備しておく便利なもの

種 別	品 名
応急手当て用品	①医薬品：殺菌消毒剤、火傷薬、整腸剤、止血剤、絆創膏等 ②救急用品：止血帯、包帯、ガーゼ、三角巾、脱脂綿、ナイフ、ハサミ、ピンセット、体温計、副木等
救出作業資器材	ジャッキ、掛矢、のこぎり、バール、スコップ、つるはし、はしご、ロープ、鉄パイプ、万能斧、エンジン式チェーンソー、担架、毛布等
非常用物品	①懐中電灯、ローソク、マッチ、ライター、携帯用拡声器、メガホン、携帯ラジオ、予備電池、非常用照明器具、ビニール袋等 ②衣類等（ヘルメット、防災ずきん、軍手、替え下着、タオル、運動靴）
非常持ち出し品	①施設・設備台帳 ②自社・関連企業従業員・出向者等一覧表 ③顧客リスト、契約リスト等の部署ごとの重要書類、貴重品、光ディスク
その他	（事業内容に応じ）：防水シート、組立式テント、トランシーバー等

▲エ 周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立

統括防火管理者は、周辺地域の事業所又は住民等との災害時の連携について、各管理権原者と協議し、協力体制の構築を図るように努める。

オ 警戒宣言発令時の対応措置

統括防火管理者は、警戒宣言が発せられた場合には、各防火管理者に、消防計画に定める警戒宣言発令時の対応を行わせる。

また、東海地震予知情報に関して、館内放送等により在館者等へ伝達する。

カ 従業員等の一斉帰宅の抑制

(7) 統括防火管理者は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、在館者等に対し「むやみに移動を開始しない」ことを館内放送等により広報する。

(イ) 各管理権原者は、統括防火管理者に対して災害時に従業員等が安全に待機できる場所（以下「施設内待機場所」という。）を確保させ、維持管理を行わせる。

施設内待機場所・・・1階エントランス 及び 各事業所の事務室

▲(ウ) 統括防火管理者は、在館者等の備蓄品を別表6のとおり準備する。

キ 帰宅困難者への情報提供

統括防火管理者は、鉄道等公共交通機関の運行状況、二次災害に備えた余震、津波、火災等の危険に関する情報の把握に努め、館内放送等を活用して、在館者等に適宜伝達する。

ク 災害予防措置

各管理権原者は、統括防火管理者に対して、震災訓練等を実施した結果の確認及び検証を行わせ、計画を改善していく取組み（PDCAサイクル）を行わせる。

(2) 震災時の活動計画

ア 震災時の自衛消防隊の任務

(7) 統括防火管理者は、防火対象物全体の被害状況を把握し、防火管理者に周知するとともに、必要な措置を行わせる。

(イ) 防火管理者は、事務所の被害状況及び活動状況を把握し、自衛消防隊に必要な措置を行わせるとともに、統括防火管理者に報告する。

(ウ) 被害のない事務所又は活動の終了した事務所の自衛消防隊は、統括防火管理者から活動要請があった場合は、協力して活動を行う。

▲イ 緊急地震速報の活用

統括防火管理者は、訓練及び防火教育の機会を捉えて、緊急地震速報の受信方法及び活用方法等について、従業員及びその他防火管理業務に従事する者に周知し、効果的な活用を図る。

▲ウ 危険物等の流出、漏えい時の緊急措置

統括防火管理者は、危険物、毒物、劇物、薬品、高圧ガス等が流出又は漏えいが発生した場合は、自衛消防隊を活用して応急の措置を行う。

▲エ 周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立

応援協定を締結した事業所との訓練について明記する。

オ 警戒宣言発令時の対応措置

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」は、「東海地震に関連する調査情報」、「東海地震注意情報」、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される「東海地震予知情報」がある。

カ 従業員等の一斉帰宅の抑制

(ア) 地震発生直後は、公共交通機関の運行が停止しており、従業員等の一斉帰宅行動は、多数の帰宅困難者による群衆事故や二次災害につながるおそれがある。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するために、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底することを定めておく。

(イ) 備蓄品の保管方法は、消防法違反とならないようにする（避難通路や自動火災報知設備が免除されているパイプシャフト、消火用ポンプ室等の機械室に置かない）。

キ 帰宅困難者への情報提供

鉄道等公共交通機関が運行していない場合で、建物内が安全な場合は、むやみに移動せず、建物内で留まる必要があることから情報収集要領、情報提供方法を明記しておく。

ク 災害予防措置

各管理権原者は、統括防火管理者に対して、訓練等を実施した結果の確認及び検証を行わせ、この計画を改善していく取組み（PDCAサイクル）を行わせる。

(2) 震災時の活動計画

ア 震災時の自衛消防隊の任務

大規模な地震発生時は、人的、物的被害が甚大となることが予測されるため、災害時における指示命令系統に混乱をきたすことが予想される。そのため、各事業所は実態に応じ柔軟に対応できる体制を構築し、震災時は地区隊ごとに活動を行うことを定める。

▲イ 緊急地震速報の活用

緊急地震速報の受信方法及び活用対策等について定め、従業員等に周知、徹底することを明記する。

▲ウ 危険物等の流出、漏えい時の緊急措置

地震後は、危険物、毒物、劇物、薬品、高圧ガス等が流出又は漏えいする危険性が高いことから、流出等が発生した場合の応急の措置要領を明記しておく。

エ 初期救助・救護活動

- (ア) 防火管理者は、事業所の消防計画に基づく安全措置を講じ、被害状況及び建物、火気使用設備器具等の点検結果を統括防火管理者に報告する。
- (イ) 統括防火管理者は、全体の被害状況を把握し、防火管理者に必要な応急措置を行わせる。
- (ウ) 周辺地域で救助や消火が必要な場合は、協力して対応する。

オ 被害状況の把握等

- (ア) 統括防火管理者は、地震による建物の倒壊、火災の発生等の被害状況及び鉄道等公共交通機関の運行状況を把握し、防火管理者に周知する。
- (イ) 防火管理者は、周囲の被害状況を掲示板、拡声器等を用いて、従業員等に周知する。

▲カ 周辺地域の事業所・住民との連携

統括防火管理者は、防火対象物内の安全が確認できた場合は、周辺地域の事業所又は住民の応援に努める。

キ 従業員等の施設内待機等

- (ア) **統括防火管理者** は、災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を把握するとともに、施設の安全点検のためのチェックリストの項目に従い確認し、管理権原者に報告する。

施設チェック項目・・・別表7のとおり

- (イ) 管理権原者は、(ア)の報告を踏まえ、施設内で待機できるか判断する。

- (ウ) 備蓄品の配布基準及び方法

震度5強以上の地震が発生し、かつ、鉄道各社の運行が停止した場合、備蓄品を配布する。

- (エ) 管理権原者は、施設周辺の状況や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、統括防火管理者の指揮の下、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。

- (オ) 統括防火管理者は、防火管理者に混乱収束情報を提供し、時差退社計画に基づく方面別の集団帰宅を促す。

エ 初期救助・救護活動

統括防火管理者は、建物全体の被害状況を把握するため、防火管理者から結果を受ける時期、方法、手段等を明記しておく。

オ 被害状況の把握等

安心して建物内に待機するためには、建物の被害情報、地震に関する情報、周辺地域の被害状況、公共交通機関等の運行状況等が必要になることから、情報の集約方法、周知方法を明記しておく。

▲カ 周辺地域の事業所・住民との連携

建物内の事業所の被害がない場合や被害に対して対応が収束した場合は、周辺地域の被害に対して、協力して対応する旨を明記しておく。

キ 従業員等の施設内待機等

- (ア) 統括防火管理者は、「むやみに移動を開始しない」ことを防火対象物等に設置してある放送設備等を活用して、従業員等に徹底することが必要である。
- (イ) 防火対象物自衛消防隊長は、地震後に施設内に待機することが可能か判断するために、事前に作成した被害状況を確認し、管理権原者に報告するようにする。

管理権原者は、建物の構造や防火設備、避難施設等を含めた建物全体のチェック項目を、施設内の一部分を占有する管理権原者は、管理権原の及ぶ範囲内でチェック項目を点検します。

- (ウ) 管理権原者は、施設へ安全に留まることができないと判断した場合は、従業員等を一時滞在施設又は避難場所へ誘導する。一時滞在施設の開設情報は、地震後、東京都や市区町村のホームページ又はマスメディア等から収集する。

(3) 施設再開までの復旧計画

ア ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策

(ア) 統括防火管理者は、ガス、電気、上下水道、通信等途絶時に、非常用電源等の非常用物品を活用し対応する。

(イ) 統括防火管理者は、地震後の二次災害発生を防止するために、火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。

イ 危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置

(ア) 統括防火管理者は、建物内に立ち入ることが危険と判断した場合は、立入禁止の措置を行い、防火管理者に周知する。

(イ) 防火管理者、従業員及びその他防火管理業務に従事する者は、危険物及びガスの漏えいを確認した場合は、その都度、統括防火管理者に報告するとともに、適切な処置を行う。

ウ 被害状況の把握

防火管理者は、消防用設備等の被害状況を把握し、異常があった場合は、統括防火管理者に報告する。

エ 復旧作業等の実施

(ア) 統括防火管理者は、復旧作業員に対し、消火器具の準備、避難経路の確認を行わせた後、復旧作業を行わせる。

(イ) 統括防火管理者は、建物の使用再開するときは、安全管理体制を確立するとともに、再開の時期等を各事業所に周知する。

IV 雑則

経費の分担

本計画に基づき、経費を必要とする事業を行うときは、その都度協議し、経費の分担を決定するものとする。

附則

この計画は、**2014**年**4**月**1**日から施行する。

(3) 施設再開までの復旧計画

ア ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策

(ア) ガス、電気、上下水道、通信途絶時の非常用電源等の非常用物品を活用するようにする。

(イ) 震災後の二次災害発生を防止するための点検・検査要領等を明記する。

イ 危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置

(ア) 統括防火管理者は、施設再開にあたり、危険物等による二次災害が発生しないよう、危険箇所や注意事項を防火管理者に周知する必要がある。

(イ) 防火管理者や従業員が危険物等の漏えいを発見した場合に、統括防火管理者等に報告する旨を周知しておく必要がある。

ウ 被害状況の把握

防火管理者は、事業所内の消防用設備等の被害状況を把握する必要がある。また、異常等を発見した場合は統括防火管理者に報告することを明記しておく。

エ 復旧作業等の実施

(ア) 復旧作業又は建物の使用を再開するときの必要な措置を明記する。

(イ) 電気、ガスの供給再開に備えての点検項目は、次のとおりとなる。

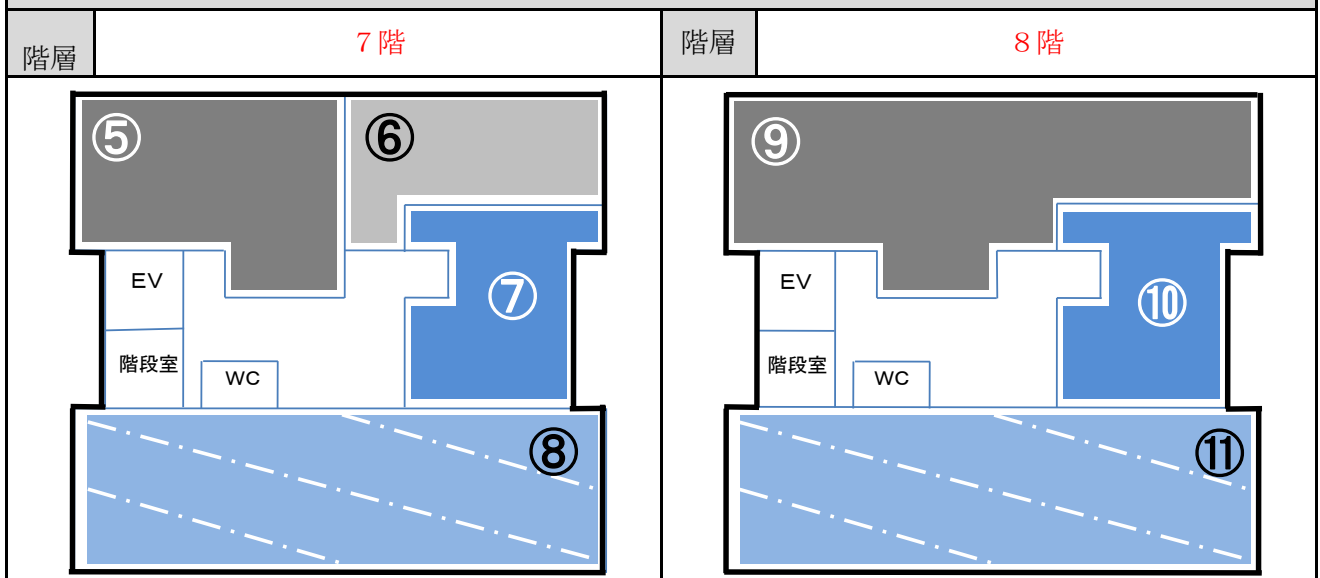
- a 火気使用設備器具、電気器具及びブレーカー等のスイッチの状況
- b 火気使用設備器具及び電気器具等の使用可否の状況
- c 電気配線及びガス配管の接続状況
- d 危険物の漏えい、あふれ及び危険物容器の保管状況
- e 消防用設備等・特殊消防用設備等の使用可否の状況

別記

防火対象物の管理権原者の権原の範囲

所有者 (法人の場合は名称及び代表者氏名)		所有部分	権原の範囲		
Xビル株式会社 代表取締役 ○○ ○○		建物全体	地下2階から地上9階の階段室等の共有部分及び所有権の及ぶ範囲		
番号	管理権原者 名称 (店舗名)	権原の範囲	番号	管理権原者 名称 (店舗名)	権原の範囲
①	代表取締役 ○○ ○○ Zフーズ株式会社	地下2階 店舗部分	⑦	代表取締役 ○○ ○○ Zフーズ株式会社	7階 店舗部分
②	消防 太郎 居酒屋○○	地下1階 飲食店部分	⑧	消防 五郎 ○□△株式会社	7階 事務所部分
③	消防 花子 △□○○書店	1～3階 書店部分	⑨	千代田 太郎 ○△株式会社 (大手町店)	8階 事務所部分
④	東京 太郎 ○○○○株式会社 (東京支店)	4～6階 事務所部分	⑩	東京 花子 株式会社○○○	8階 事務所部分
⑤	東京 次郎 △△株式会社 (大手町支店)	7階 事務所部分	⑪	東京 五郎 美容院○○△△	8階 店舗部分
⑥	消防 三郎 ▲▲株式会社	7階 事務所部分	⑫	千代田 梅子 ショップ○▲	9階 店舗部分

平面図



別表 1

自主検査チェック表「消防用設備等」

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (〇〇年〇〇月〇〇日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。	○
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	○
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	○
	(4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	○
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	○
屋内消火栓設備 泡消火設備 (移動式) (〇〇年〇〇月〇〇日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	×
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	○
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	○
	(4) 表示灯は点灯しているか。	○
スプリンクラー設備 (〇〇年〇〇月〇〇日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など)	×
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	○
	(3) 送水口の変形及び操作障害はないか。	○
	(4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。	○
	(5) 制御弁は閉鎖されていないか。	○
水噴霧消火設備 (年月日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備 (固定式) (〇〇年〇〇月〇〇日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	○
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	○
	(3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	○
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (〇〇年〇〇月〇〇日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置)	
	(2) 手動式起動装置の直近の見やすい個所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (年月日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。	
	(3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年月日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。	
	(2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。	
	(3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 (〇〇年〇〇月〇〇日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	○
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	○
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	○
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	○
ガス漏れ火災警報設備 (〇〇年〇〇月〇〇日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	○
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	○
	(3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	○
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	○
漏電火災警報器 (年月日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
非常ベル (年月日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となる物がないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	

放送設備 (〇〇年〇〇月〇〇日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	○
	(2) 試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。	○
避難器具 (〇〇年〇〇月〇〇日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	×
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。	○
	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。	○
	(4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	○
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	○
誘導灯 (〇〇年〇〇月〇〇日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	○
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。	×
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	○
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	○
消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。	
	(2) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	(3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。	
	(4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (〇〇年〇〇月〇〇日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。	○
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	○
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。	○
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	○
	(5) 表示灯は点灯しているか。	○
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。	
	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。	
	(3) 表示灯は点灯しているか。	
備考		
検査実施者氏名		統括防火管理者確認
〇〇 〇〇		

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

別表 2

自主検査チェック表「防火対象物等」

実施項目及び確認箇所		検査結果
建 物 構 造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。	○
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	○
	(3) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	○
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	○
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。	○
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	○
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部にゆるみ・浮きがないか。	○
	(8) 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。	○
防 火 施 設	(1) 外壁の構造及び開口部等 ① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。	○
	② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。	○
	③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	○
	(2) 防火区画 ① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。	○
	② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。	○
	③ 自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が完全に閉まるか。 〔確認要領〕 ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。	○
	④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。	○
⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。	○	
⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	○	
避 難 施 設	(1) 廊下・通路 ① 有効幅員が確保されているか。	○
	② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を配置していないか。	○
	(2) 階段 ① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。	○
	② 階段室の内装は不燃材料になっているか。	○
	③ 階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。	×
	④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	○
	(3) 避難階の避難口（出入口） ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。	○
② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。	○	
③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。	○	
④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	○	

火 気 使 用 設 備 器 具	(1)	厨房設備（コンロ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等	○		
		① 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。			
		② ガス配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。			
		③ 油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。			
		④ 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。			
(2)	暖房器具（ガスストーブ、石油ストーブ等）	○			
	① 自動消火装置は、適正に機能するか。				
電 気 設 備	(1)	変電設備	○		
		① 電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。			
		② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。			
	(2)	電気器具	○		
		① タコ足の接続を行っていないか。			
危 険 物 施 設	(1)	少量危険物貯蔵取扱所	○		
		① 標識は掲げられているか。			
		② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。			
		③ 換気設備は適正に機能しているか。			
		④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。			
		⑤ 整理清掃状況は適正か。			
		⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。			
	(2)	指定可燃物貯蔵取扱所	○		
		① 標識は掲げられているか。			
		② 貯蔵取扱所周辺に火気はないか。			
		③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。	○		
検査実施者氏名		検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	統括防火管理者
構造関係	○○ ○○	○○年○月○日		○○年○月○日	
防火関係		○○年○月○日		○○年○月○日	
避難関係		○○年○月○日		○○年○月○日	
火気設備器具		○○年○月○日		○○年○月○日	
電気設備		○○年○月○日		○○年○月○日	
危険物施設		○○年○月○日		○○年○月○日	

（備考） 不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者に報告する。

（凡例） ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

▲別表3 (全体についての防火管理業務を第三者へ委託している場合)

全体についての防火管理業務の一部委託状況表

年 月 日現在

再受託者の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 一部有 <input type="checkbox"/> 全部		通報承認	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (承認番号)			
全体についての防火・防災管理業務の一部受託者の氏名及び住所等								
〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕					受託者が再委託する場合記入			
氏名 (名称)		<input type="checkbox"/> 避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務			<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左			
住所 (所在地)					<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動		<input type="checkbox"/> 同左	
担当事務所 (電話番号)					<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左	
所在地					<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左	
電話番号					<input type="checkbox"/> 消火・通報・避難訓練の実施 <input type="checkbox"/> その他防火管理上必要な事項 ()		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> その他 ()	
〔教育担当者氏名〕								
〔講習等種別・番号〕								
〔教育計画〕								
受託者の行う全体についての防火・防災管理業務の範囲及び方法	常駐方法	常駐場所						
		常駐人員						
		委託する防火対象物の区域						
		委託する時間帯						
		巡回回数						
		巡回人員						
	巡回方法	委託する防火対象物の区域						
		委託する時間帯						
		通報登録番号						
		遠隔移報方式	<input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務		<input type="checkbox"/> 同左			
			<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動		<input type="checkbox"/> 同左			
			<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左			
<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他()			<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左					
<input type="checkbox"/> その他防火管理上必要な事項 ()			<input type="checkbox"/> その他 ()					
現場確認要員の待機場所								
到着所要時間								
委託する防火対象物の区域								
委託する時間帯								

(備考) 「受託者の行う全体についての防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。
 (注) 通報登録番号とは、即時通報など自動通報等の登録会社として、東京消防庁の承認を受けた際の登録承認番号をいう。

▲別表4 (全体についての防火管理業務を第三者へ委託している場合)

全体についての防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表

作成する内容		チェック欄
1	名称・所在	
2	委託業務範囲等	
	(1) 範囲(全部、階数、一部等)	
	(2) 業務(一括、防災センター監視、警備、設備、清掃、駐車場等)	
	(3) 契約期間	
	(4) 受託者に全体についての防火管理上の権限を付与すること。	
3	受託者の厳守事項	
	(1) 契約内容を遵守すること。	
	(2) 消防法令に基づく管理権原者又は統括防火・統括防災管理者の指揮、命令に従うこと。	
	(3) 全体についての消防計画に基づき業務を行うこと。	
	(4) 消防関係法令並びに館内規則を遵守すること。	
	(5) 勤務日報の記録及び報告をすること。	
4	勤務体制等	
	(1) 方法(常駐、巡回、遠隔移報等)	
	(2) 常駐場所(防災センター、管理室、待機場所等)	
	(3) 時間、人数、巡回回数、到着所要時間	
	(4) 休日、夜間の体制	
	(5) 消防用設備等の取扱いマニュアルの設置	
	(6) 資格保有者数(自衛消防技術認定証、防災センター要員講習等)	
5	受託会社の行う派遣従業員への統括防火・統括防災教育、訓練の実施体制	
	(1) 教育担当者の配置	
	(2) 教育担当者による計画的な統括防火・統括防災教育、訓練実施状況(教育計画等)	
6	避難又は統括防火・統括防災上必要な構造及び設備の維持管理	
	(1) 避難施設(非常口、通路、階段等)における避難障害の有無	
	(2) 防火戸・防火シャッター閉鎖障害の有無並びに閉鎖状況	
	(3) 防火設備、消防用設備等の管理、保全状況の目視点検、確認	
	(4) 防災システム異常・故障表示の対応(防災設備不作動表示を含む。)	
	(5) 建物、施設等の破損又は危険箇所の有無	
7	火災、地震その他の災害等が発生した場合の全体についての自衛消防活動	
	(1) 自衛消防隊の編成に基づく初動措置	
	(2) 火災の発見(人的、煙感知器、設備の起動表示等による発見)	
	(3) 火災状況の把握(受信機の表示、非常電話等による情報収集)	
	(4) 消防機関への通報(電話・火災通報装置等による通報)	
	(5) 避難誘導(非常放送の活用、避難方向の指示、エレベーター使用禁止)	
	(6) 初期消火(消火器、屋内消火栓等の活用)	
	(7) 消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導	
	(8) 火災以外の地震その他の災害等の発生時の措置 (<input type="checkbox"/> 地震、 <input type="checkbox"/> その他の災害等())	
	(9) 警戒宣言が発せられた場合の措置	
8	自衛消防訓練の実施	
	(1) 全体についての消防計画に基づく自衛消防訓練の実施	
	(2) 自衛消防訓練指導者	
9	その他	
	(1) 定期的な建物内外の巡回	
	(2) その他防火管理上必要な事項	
10	再委託をする場合の契約内容等の確認	

※ 契約書等の中に受託者に行わせる一部委託内容が盛り込まれているかどうか、該当する項目をチェックする。

別表 5

自衛消防訓練実施結果記録書

実施日時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで				
実施場所					
実施範囲	全体・部分 (棟 階)				
訓練想定 (該当する□にチェックをし、具体的な内容を記載する。)	<input type="checkbox"/> 火災 ・ <input type="checkbox"/> 地震 ・ <input type="checkbox"/> その他の災害 () 具体的な内容：				
訓練項目等 (該当する□にチェックをし、参加人員を記入する。)	<input type="checkbox"/> 総合訓練			名	
	個別訓練	<input type="checkbox"/> 消火訓練	名	<input type="checkbox"/> 通報訓練	名
		<input type="checkbox"/> 避難訓練	名		
		<input type="checkbox"/> その他 ()			名
訓練参加者内訳	従業者・居住者等 (全員・一部) 名 (うちパート・アルバイト 名) 参加者内訳：自衛消防隊員 名 自衛消防活動中核要員 名 〔 うち 本部中核要員 名 〕 (うち 防災センター要員 名) 地区中核要員 名				
訓練指導者	職 氏名				
結果への意見	全体の評価				
	推奨事項				
	反省点				
記録作成者	職 氏名				

備考 1 総合訓練とは、火災の覚知又は発見から消防隊到着までの初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供などの一連の自衛消防活動に係る訓練をいう。

2 訓練の事前計画や実施記録等を別に作成した場合は、添付しておくこと。

3 自衛消防訓練実施結果記録書は、3年間保存すること。

▲別表 6

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄（例）

備蓄場所	備蓄品 (1人分/日の備蓄量)		30人/3日分の備蓄量
3階 倉庫A	食料品	アルファ化米(3食分)	270食
		乾パン(1缶)	90缶
		缶詰(3缶)	270缶
	飲料水	ミネラルウォーター (3リットル)	270リットル
	災害時要援護者用	簡易ベッド	1床
		簡易間仕切り壁	パーティション4枚
		乳幼児用食品	10食
	その他の物資	粉ミルク	1缶
		哺乳器	1個
		車いす	1台
		毛布・保温シート等 (1枚/人)	30枚
		簡易トイレ	3基
		敷物・ブルーシート等	5枚
		携帯ラジオ	3個
		懐中電灯	3個
		乾電池(単1から単4)	各20本
		使い捨てカイロ(3個)	270個
		ウェットティッシュ	10本
		非常用発電機	1台
		工具類	1セット
		ヘルメット	30個
		軍手	30双
		地図(1都3県)	各2枚
拡声器		1台	

別表 7

施設の安全点検のためのチェックリスト（例）

点検項目		点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
施設全体				
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。		建物を退去
		傾いているように感じる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		建物を退去
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去
		周辺地盤が大きく陥没または隆起している。		建物を退去
		隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部（居室・通路等）				
1	床	傾いている、または陥没している。 フロア等、床材に損傷が見られる。		立入禁止 要注意/要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。 天井材が落下している。		要注意/要修理 立入禁止
		天井材のズレが見られる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、または変形している。		要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、または変形している。 窓が割れている、またはひびがある。		要注意/要修理 要注意/要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。 照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理 要注意/要修理
7	オフィス家具類	オフィス家具類が転倒している。 書類等が散乱している。		要注意/要修理/要固定 要注意/要復旧
設備等				
1	電力	外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶）		代替手段の確保/要復旧 →(例)非常用電源を稼働
		照明が消えている。		
		空調が停止している。		
2	エレベーター	停止している。 警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。		要復旧 →メンテナンス業者に連絡
		カゴ内に人が閉じ込められている。		→メンテナンス業者または消防機関に連絡
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない（溢れている）。		使用中止/代替手段の確保/要復旧 →(例)災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。 停止している。		立入禁止/要復旧 要復旧
6	通信・電話	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している。		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキュリティ				
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している（通行不可である）。		要復旧 →復旧できない場合、立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意（状況により立入禁止）